

みなし登録電気工事業者の届出事項の変更について(参考)  
届出書類一覧

変更事項 必要書類	1 氏名又は名称	2 住 所	3 営業所の名称	4 営業所の所在地	5 電気工事の種類	6 主任電気工事士又は工事士資格	7 法人の代表者	8 営業所の増設・廃止	9 建設業許可の更新	10 届出行政庁変更	11 建設業許可を更新しない	12 電気工事を施工しない	
電気工事業に係る変更届出書(様式第19)													
(個人の場合)戸籍抄本													
(法人の場合)履歴事項全部証明書(登記事項証明書)													
(個人の場合)住民票										問い合わせください	問い合わせください		
誓約書(登録の拒否要件に該当しない旨の誓約)													
主任電気工事士の雇用証明書													
主任電気工事士の電気工事士免状の写し 第一種の場合は講習履歴のページの写しも必要。													
主任電気工事士の実務経験証明書													
建設業許可通知書の写し													
建設業許可の変更届出書(様式第二十二号の二)の写し													
廃止届出書(様式第20) (受理通知書の返納)													

は必須。 はどちらか。 は第一種の場合は不要。  
は内容により不要ですので問い合わせください。

- (有) (株)、(株) (株)××等同一法人組織内での名称変更。  
「法人設立」「事業の譲渡」「相続」の手続は、「新規届出」扱い。(廃業届出を併せて提出)
- 行政による住居表示も手続き必要。( の代わりに「住所表示変更証明書」を添付)
- 同一人での資格(第二種 第一種)変更の場合、誓約書・雇用証明書は省略できます。
- 営業所とは、電気工事の作業の管理を行う店舗。(建設業法とは定義が違います)  
営業所を千葉県以外に設置する場合は、 10。
- 建設業許可が期限切れで「新規」扱いになった場合、電気工事業も「新規届出」扱いに。
- 千葉県届出から国などに行政庁が変更になった場合、逆に国などから千葉県に行政庁が変更になった場合。
- 建設業許可を更新はしないが電気工事業を行う場合は『登録申請』手続きが必要。  
問い合わせください。